

南魚沼市新健診施設等建設事業什器（食堂エリア）購入に係る
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本実施要領は、南魚沼市新健診施設等建設事業に係る什器を購入するにあたり、事業者から技術提案を受け、配色、デザイン及び品質を確保することで安心して過ごせる空間を創出するため、公募型プロポーザル方式の実施に係る手続きについて必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

（１）業務名称

南魚沼市新健診施設等建設事業什器（食堂エリア）購入

（２）業務内容

別紙「南魚沼市新健診施設等建設事業什器（食堂エリア）購入特記仕様書」のとおり

3 履行期間

契約締結の日から、令和８年２月２８日まで

4 見積限度額

5,000,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む）

5 スケジュール

現段階において予定するスケジュールは以下のとおりとする。

項目	日程
公募開始	令和７年９月２日（火）
参加申込書の提出期間	令和７年９月２日（火）～９月１１日（木）午後５時
質問書の受付期間	令和７年９月２日（火）～９月１１日（木）午後５時
質問書の回答	令和７年９月１７日（水）
提案書等の提出期限	令和７年９月２９日（月）午後５時
審査（プレゼンテーション）	令和７年１０月２日（木）（予定）
審査結果の通知	令和７年１０月７日（火）（予定）
契約候補者との協議・調整	令和７年１０月７日（火）から（予定）
契約締結	協議完了後

6 参加申込書の提出

(1) 参加申込書の提出

本プロポーザルに参加を希望する場合は、令和7年9月11日(木)午後5時までに、様式1「参加申込書」、様式4「事業者概要」及び様式5「業務実績調書」を作成し、8(3)に示す参加要件を証明できる書類とともに持参または郵送(9月11日(木)午後5時必着)すること。

(2) 提出先

南魚沼市 総務部 財政課 契約検査班
〒949-6696 新潟県南魚沼市六日町180番地1
電話：025-773-6671(財政課直通) FAX：025-772-3055

7 質問書の受付

(1) 質問書の提出

本プロポーザルに関する質疑がある場合は、令和7年9月11日(木)午後5時までに様式2「質問書」により、FAXまたは電子メールにより提出すること。

なお、質問の件名は「南魚沼市新健診施設等什器(食堂エリア)購入に関する質問書(業者名)」として送付すること。

また、FAXまたは電子メールで提出後、必ず電話により到着を確認すること。

(2) 提出先

南魚沼市病院事業経営管理本部 経営管理部 医療対策課 医療対策係
〒949-6680 新潟県南魚沼市六日町2643番地1(南魚沼市民病院)
電話：025-788-1222(代表) FAX：025-788-1231
E-mail：iryout5@yukigunihp.jp

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、質問事項をとりまとめ、令和7年9月17日(水)までに参加者全員に回答する。

8 プロポーザル参加の資格要件

本プロポーザルに参加できる者は次の掲げる基準を全て満たす者とする。

- (1) 令和5・6・7年度南魚沼市物品入札参加資格を有する者。なお、資格を有していない者は、参加申込期限までに入札参加資格審査の申請手続きを完了させること。
- (2) 当市内に、本店、支店、営業所を有する事業者であること。
- (3) 過去5年以内に、当市に物品納入の実績があること。

9 提案書等の提出

(1) 提出書類

参加申込書を提出した事業者は、「南魚沼市新健診施設等建設事業什器（食堂エリア）購入特記仕様書」を確認のうえ、下記の書類を作成し、期限までに提出すること。

提出書類	作成方法
提案書	別紙1「提案書等作成要領」に基づき、任意様式にて作成
経費見積書	別紙1「提案書等作成要領」に基づき、様式3「経費見積書」にて作成

提出にあたっては、正本1部と副本7部をそれぞれ製本し、持参または郵送（9月29日（月）午後5時必着）すること。

(2) 提出先

南魚沼市 総務部 財政課 契約検査班

〒949-6696 新潟県南魚沼市六日町 180 番地 1

電話：025-773-6671（財政課直通） FAX：025-772-3055

(3) 提出書類の取り扱い

ア 提出された書類は、審査の結果に関わらず一切返却しない。

イ 提出された書類は、本プロポーザルに係る業務に使用する場合に限り、必要に応じて複写する場合がある。

ウ 提出された関係書類は、他事業者に提供しない。

エ 関係書類の提出期限後において、書類の追加・修正・変更は認めないものとする。
ただし、審査に必要と認められる場合は、資料の追加提出を求めることがある。

10 事業者の選定方法

あらかじめ定められた別紙2「事業者選定基準」に基づき、南魚沼市新健診施設等建設事業什器購入に係るプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において公正な審査を行い、契約候補者（以下「候補者」という。）と次点者を選定する。

なお、業務の実施に際して、技術提案の内容をそのまま実施することを約束するものではない。選定後には、候補者と南魚沼市は、技術提案の内容を基にして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行う。この交渉が調ったのちに契約締結手続きに進む。交渉が調わなかった場合には、次点に選定された事業者と南魚沼市が改めて交渉を行うこととする。

11 審査方法

審査の方法は、書類審査による総合評価とし、審査項目及び配点は、下記の表のとおりとする。

詳細は、別紙２「事業者選定基準」のとおりとする。

審査項目	配点
書類審査・プレゼンテーション審査（提案書）	８０点
価格評価（経費見積書）	２０点
合計	１００点

（１）プレゼンテーション実施概要

ア 場 所：南魚沼市民病院２階多目的ホール

イ 日 程：令和７年１０月２日（木）（予定）

ウ 時 間：１社あたり２０分以内（質疑時間は含まない）

プレゼンテーションの順番は、審査委員会の決定によるものとし、開始時間等の詳細については、別途通知する。

エ 内 容：提案内容のプレゼンテーション及び質疑応答

オ その他：プレゼンテーション時の資料の配布はしないものとする。

「南魚沼市新健診施設等建設事業什器（食堂エリア）購入特記仕様書」に記載されている要件を満たしていない場合は、審査対象から除外する。

（２）価格評価

事業者が提出した様式３「経費見積書」により審査する。なお、見積書の合計額が見積限度額を超過している場合は、審査対象から除外する。

（３）選定方法

発注者は、別紙２「事業者選定基準」に基づいて評価採点し、合計点から上位２者を候補者と次点者に選定する。なお、評価点数が同点の場合は、見積額の安価な事業者を上位とする。

（４）結果通知

審査の結果は、事業者文書で通知する。なお、審査経過及び審査結果に関する質問、異議申立ては、一切受け付けないものとする。

１２ その他

（１）技術提案に要するすべての費用は事業者の負担とする。

（２）次のいずれかに該当した場合は、事業者は失格になる場合がある。

ア 提出書類に不備があった場合又は指示した事項に違反した場合。

イ 本プロポーザル関係者に対して、本プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合。

（３）本プロポーザル終了後に、候補者が不適格者であると判断されたときは、契約を取り交わさない場合がある。この場合において、南魚沼市は損害賠償の責は負わないものとする。

- (4) 候補者選定後、本プロポーザルで提出した経費見積書以上の追加経費は、原則として認めないものとする。追加費用の必要が生じた場合は、選定を取り消す場合がある。

1 3 問い合わせ先

南魚沼市病院事業経営管理本部 経営管理部 医療対策課 医療対策係

〒949-6680 新潟県南魚沼市六日町 2643 番地 1 (南魚沼市民病院)

電話：025-788-1222 (代表) FAX：025-788-1231

E-mail：iryous-t5@yukigunihp.jp